

○長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

令和5年10月6日

条例第54号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

(申請者の要件)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、役員が長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、当該法人及び法人でない者であつて暴力団員等でないものとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 次条から第9条までに定めるもののほか、法第42条第1項第2号、第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定により条例で定める指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省令第28条第3項 第5号	する	し、その評価を行い必要な措置を講じる
省令第39条の3	前節	前節（第8条第2項から第6項まで及び第36条の2を除く。）
省令第105条の3	第8条から	第8条第1項、第9条から

	前節（	前節（第98条第1号、第5号及び第6号、第104条の2第2項及び第3項並びに
省令第140条の15	第36条の2第2項	第36条の2
	第4節（	第4節（第125条第2項、第128条第2項、第129条、第130条第3項から第5項まで、第131条第2項、第132条、第135条、第138条第2項、第139条の3第2項第1号並びに

（令6条例10・一部改正）

（暴力団員等の排除）

第5条 指定訪問介護事業所の管理者は、暴力団員等であつてはならない。

2 指定訪問介護事業所は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる事業について準用する。

- (1) 共生型訪問介護の事業
- (2) 基準該当訪問介護の事業
- (3) 指定訪問入浴介護の事業
- (4) 基準該当訪問入浴介護の事業
- (5) 指定訪問看護の事業
- (6) 指定訪問リハビリテーションの事業
- (7) 指定居宅療養管理指導の事業
- (8) 指定通所介護の事業
- (9) 共生型通所介護の事業
- (10) 基準該当通所介護の事業
- (11) 指定通所リハビリテーションの事業
- (12) 指定短期入所生活介護の事業
- (13) ユニット型指定短期入所生活介護の事業
- (14) 共生型短期入所生活介護の事業
- (15) 基準該当短期入所生活介護の事業
- (16) 指定短期入所療養介護の事業
- (17) ユニット型指定短期入所療養介護の事業
- (18) 指定特定施設入居者生活介護の事業

(19) 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業

(20) 指定福祉用具貸与の事業

(21) 基準該当福祉用具貸与の事業

(22) 指定特定福祉用具販売の事業

(身体的拘束等の報告)

第6条 省令第23条第4号の場合においては、市長に対し、速やかに同号に規定する記録に係る内容を報告しなければならない。

2 前項の規定は、前条第3項各号（第1号、第9号及び第14号を除く。）に掲げる事業について準用する。

(令6条例10・追加・一部改正)

(地域との交流)

第7条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図るよう努めなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項各号（第2号から第7号まで、第11号及び第20号から第22号までに限る。）に掲げる事業について準用する。

(令6条例10・旧第6条繰下・一部改正)

(記録の保存)

第8条 省令第39条第2項の規定によるほか、指定訪問介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第3項各号（第3号から第5号まで、第7号、第14号及び第19号を除く。）に掲げる事業について準用する。

3 第1項の規定は、第5条第3項第3号、第4号及び第7号の事業について準用する。
この場合において、第1項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第1号」とする。

4 第1項の規定は、第5条第3項第5号の事業について準用する。この場合において、第1項中「及び第2号」とあるのは、「、第2号及び第4号」とする。

5 第1項の規定は、第5条第3項第14号の事業について準用する。この場合において、第1項中「並びに同項第1号及び第2号」とあるのは、「及び同項第2号」とする。

6 第1項の規定は、第5条第3項第19号の事業について準用する。この場合において、第1項中「第2号」とあるのは、「第7号」とする。

(令6条例10・旧第7条繰下)

(廊下の基準)

第9条 省令第124条第7項第1号の規定にかかわらず、定員29人以下の指定短期入所生活介護事業所における廊下の幅は、1.5メートル以上（中廊下にあつては、1.8メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

2 前項の規定は、第5条第3項第13号の事業について準用する。

（令6条例10・旧第8条繰下）

（委任）

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第10号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び第6条の規定は、同年6月1日から施行する。